

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

岡山市人事委員会



岡 人 委 第 284 号
令和 8 年 10 月 8 日

岡山市議会議長 田口 裕士 様
岡 山 市 長 大森 雅夫 様

岡山市人事委員会

委員長 渡 辺 勝 志

本委員会は、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

別紙第1	報告	1
1	勧告の意義	1
2	職員給与の状況	1
3	民間給与等の状況	2
	(1) 職種別民間給与実態調査	2
	(2) 調査の実施結果	3
4	職員給与と民間給与との比較	5
	(1) 比較方法	5
	(2) 月例給	5
	(3) 特別給	6
5	職員給与と国家公務員給与との比較	6
6	物価及び生計費	6
	(1) 物価指数	6
	(2) 標準生計費	7
7	人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要	7
8	むすび	9
	(1) 本年の給与改定	9
	(2) 医療職給料表(2)の見直し	11
	(3) その他給与に関する諸課題	12
	(4) 人事管理に関する諸課題	13
9	おわりに	21
別紙第2	勧告	23

参考資料

1	職員給与関係	1
2	民間給与関係	31
3	生計費関係	47

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、昨年 9 月、議会及び市長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行った。その後も引き続き、本市職員の給与の実態、市内民間事業所従業員の給与等の勤務条件及びその他諸情勢について絶えず調査研究を行い、公正かつ中立な立場から、職員の給与等の勤務条件について検討を重ねてきた。

その結果について、次のとおり報告する。

1 勧告の意義

人事委員会の勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対して社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的に、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

これは、職員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが求められる中で、民間企業とは異なり、その給与等は市場原理による決定が困難であること、公務が円滑に遂行されるためには社会一般の情勢に適応した適正な給与等の確保が必要であることなどから、労使交渉等を経てその時々を経済・雇用情勢を反映して決定される民間事業所の従業員の給与等に準拠することによって、職員の給与等を定めることが、最も合理的であり、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えられるからである。

2 職員給与の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日を調査期日として、本市職員の給与の実態を把握するため「令和 8 年職員給与実態調査」を実施した。

調査の対象となった職員の総数は、7,150 人であった。このうち行政職給料表適用者（3,563 人）から、消防職員や福祉職に相当する職員と令和 8 年 4 月の採用者のうち新規学卒者等を除いた公民給与比較対象職員は、2,666 人であり、これらの給与等の状況は次表に示すとおりである。

第 1 表 職員の給与等の状況

項 目		職員給与実態調査 対象職員	う ち 公民給与比較対象職員
人 数		7,150 人	2,666 人
平 均 年 齢		40.6 歳	42.9 歳
平均経験年数		18.1 年	20.4 年
学 歴 構 成	大 学 卒	87.5%	85.7%
	短 大 卒	5.9%	4.6%
	高 校 卒	6.4%	9.5%
	中 学 卒	0.1%	0.2%
平 均 給 与 月 額	給 料	369,614 円	366,195 円
	扶 養 手 当	10,098 円	10,929 円
	地 域 手 当	15,717 円	15,909 円
	住 居 手 当	6,886 円	6,546 円
	管 理 職 手 当	9,837 円	16,003 円
	単身赴任手当	25 円	45 円
	初任給調整手当	440 円	85 円
	合 計	412,617 円	415,712 円

(注) 百分率(%)で示しているものについては、小数点第2位を四捨五入しているため比率の合計が100%にならない場合がある。(以下第5表まで同じ。)

(参考資料 1 職員給与関係 第1表(P4, 5) 参照)

このうち、公民給与比較対象職員の平均給与月額合計は、令和7年と比較して、15,204 円増加している。これは、昨年の本委員会の勧告によって、給料表の引上げ改定を行ったことや本年4月に地域手当の支給割合を3%から4%に引き上げたこと等によるものである。

3 民間給与等の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内の298の民間事業所から、人事院において無作為抽出された102事業所を対象に、人事院、岡山県人事委員会等と共同で「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務と類似すると認められる事務・技術関係の職務に従事する者等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた

給与月額等についての詳細な調査を行った。

また、民間企業における給与改定の状況や定期昇給の実施状況、諸手当の支給状況等についても事業所単位で調査を行った。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、85.1%と極めて高い水準となっており、調査結果は広く市内民間事業所の給与等の状況を反映したものとなっている。

(参考資料 2 民間給与関係 (P32) 参照)

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

① 初任給の状況

事務・技術関係職種における新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で 63.3%(昨年 66.7%)、高校卒で 62.7%(同 75.1%)であり、昨年に比べ大学卒で 3.4 ポイント、高校卒で 12.4 ポイント減少している。一方、初任給が据置きになっている事業所は、大学卒で 36.7%(同 33.3%)、高校卒で 37.3%(同 24.9%)となっており、昨年に比べ大学卒で 3.4 ポイント、高校卒で 12.4 ポイント増加している。

また、新卒事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で 232,582 円(同 227,480 円)、高校卒で 199,494 円(同 194,728 円)となっている。

第 2 表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

項目 学歴	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
		増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	47.8	(63.3)	(36.7)	(0.0)	52.2
高 校 卒	20.1	(62.7)	(37.3)	(0.0)	79.9

(注) () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

第3表 民間における学歴別初任給

職 種 \ 学 歴	大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒
新卒事務員・技術者	232,582 円	213,903 円	199,494 円

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

備考 本市職員の場合、行政職の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒 244,088 円、短大卒 225,160 円、高校卒 213,096 円である。

② 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員(係員)について、ベースアップを実施した事業所の割合は 64.4%(昨年 60.8%)、ベースアップを中止した事業所の割合は 5.4%(同 2.3%)であり、ベースダウンを行った事業所はなかった。

第4表 民間における給与改定の状況

(単位: %)

項 目 \ 役職段階	ベース アップ 実施	ベース アップ 中止	ベース ダウン	ベース アップの 慣行なし
係 員	64.4	5.4	0.0	30.2
課長級	60.9	3.9	0.0	35.3

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員(係員)について、定期昇給を実施した事業所の割合は 90.5%(昨年 90.4%)となっている。そのうち、昇給額について、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は 24.6%(同 33.9%)、減額となっている事業所の割合は 2.8%(同 5.7%)、昇給額が昨年に比べて変化がなかった事業所の割合は 63.0%(昨年 50.8%)となっている。なお、定期昇給を中止した事業所の割合は 1.4%(同 0.0%)であった。

第5表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：％)

項目 役職 段階		定期昇給制度あり					定期 昇給 制度 なし
		定期昇給実施			定期 昇給 中止		
		増額	減額	変化 なし			
係 員	91.9	90.5	24.6	2.8	63.0	1.4	8.1
課長級	83.8	82.4	22.4	2.8	57.3	1.4	16.2

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

4 職員給与と民間給与との比較

(1) 比較方法

月例給の公民の比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては事務職員及び技術職員、民間においては公務の事務職員及び技術職員に類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、精密な比較を行うものである。

月例給の水準比較に当たっては、個々の本市職員に地域の民間給与額を支給したと仮定すれば、これに要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度の差があるかを算出するラスパイレス方式をとっている。

(参考資料 2 民間給与関係 第18表(P45) 参照)

(2) 月例給

職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員と民間における本年4月分の諸手当を含む給与額を対比させ、精密に比較を行った。

その結果、次表に示すとおり、本市職員の給与が、民間給与を1人当たり平均11,749円(2.83%)下回っていた。

第 6 表 職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民給与の較差 (A) - (B) 〔 〔 (A) - (B) 〕 / (B) × 100 〕
427,461 円	415,712 円	11,749 円 (2.83%)

(注) 1 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
2 職員給与 (B) は、本年 4 月に地域手当の支給割合を 3% から 4% に改定した後の額である。

(3) 特別給

職種別民間給与実態調査の結果によると、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間に於いて、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の支給割合は、次表に示すとおり所定内給与月額に相当する 4.69 月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数 (4.65 月) が、民間事業所の特別給を 0.04 月分下回っていた。

第 7 表 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	398,437 円
	上半期 (A2)	398,415 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	890,012 円
	上半期 (B2)	979,209 円
特別給の支給割合	下半期 (B1/A1)	2.23 月分
	上半期 (B2/A2)	2.46 月分
	年 間	4.69 月分

(注) 「下半期」とは令和 7 年 8 月から令和 8 年 1 月まで、「上半期」とは同年 2 月から 7 月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

総務省の令和 7 年地方公務員給与実態調査によると、令和 7 年 4 月時点における国の行政職俸給表 (一) の適用職員の俸給月額と、これに相当する本市一般行政職員の給料月額を、学歴別・経験年数別にラスパイレ方式により比較すると、国家公務員を 100 とした場合の本市職員の指数は、101.5 となっている。

6 物価及び生計費

(1) 物価指数

総務省統計局による本年 4 月の消費者物価指数は、昨年 4 月と比べて全

国で1.4%、岡山市で1.3%上昇している。

(2) 標準生計費

本委員会が総務省統計局による家計調査を基礎に算定した本年4月における本市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ178,630円、206,740円及び234,840円となっている。

(参考資料 3 生計費関係 第20表(P48) 参照)

7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要

人事院は、本年8月7日、国家公務員法等の規定に基づき、国会及び内閣に対し、公務員人事管理に関する報告、職員の給与に関する報告及び勧告、職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告等を行った。その概要は次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に、国政を導く。
人事院
National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格
【令和9年夏に具体的な内容を報告】

✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に

✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し

✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとらわれない勤務を可能とする制度の導入

※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

◆ 転勤の経済的負担の軽減

✓ 単身赴任者が否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設

◆ 働きやすい環境の整備

✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大

◆ 柔軟な働き方の推進

✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設

✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化

◆ 「成長できる職場」の整備

✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

◆ 採用試験等の見直し

✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
【対象】
・令和9年度経験者採用試験
・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
・令和11年春の総合職全区分【予定】

✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大

◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進

✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～

◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範
➤ 「国民を第一」に考えた行動
➤ 「中立・公正」な立場での職務遂行
➤ 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ (総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善 (行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設 (距離区分に応じて手当額を設定)
例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円 [単身赴任者は約49万円]
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ (距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月 (期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保 (最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要



● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

8 むすび

(1) 本年の給与改定

職員の給与の決定に係る基礎的な諸条件については、以上述べたとおりである。本委員会が行った本年の職種別民間給与実態調査によると、ベースアップや定期昇給を実施した事業所の割合は、昨年と同程度の水準となっており、新規学卒者の初任給は、いずれの学歴区分においても昨年より増額している。

国においては、人事院が、月例給及び特別給について 5 年連続で引き上げることとし、前述の「7 人事院の給与等に関する報告及び勧告等の概要」のとおり勧告を行ったところである。

本市においては、既に述べたとおり、月例給については、本年 4 月時点で職員給与と民間給与を比較した結果、本市職員の給与が民間給与を 11,749 円（2.83%）下回っていた。

また、特別給については、本市職員の支給月数（4.65 月分）が昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間における民間の支給割合（4.69 月分）を 0.04 月分下回っていた。

公民給与に解消すべき一定の較差が生じた場合、月例給については、給料表を改定することを基本にしつつ、較差の大きさや改定の効果を勘案した上で、職員の実態に応じ、諸手当の改定を含め較差の解消を行うこととしている。

これらの状況を総合的に勘案した結果、次の措置を行う必要がある。

① 月例給

月例給については、職員の給与が民間給与を 11,749 円（2.83%）下回っていたことから、較差の大きさ等を考慮して、給料表の引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表の改定については、本年の人事院勧告における改定の内容を踏まえた上で、職員の実態に応じ、改定を行うこととする。具体的には、民間、国及び他の地方公共団体の初任給の状況や、本市において人材確保が喫緊の課題であること等を勘案し、1 級の初任給基準となる号給については、大学卒は 14,100 円、高校卒は 15,800 円、それぞれ引き上げることとする。また、各組織の業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員に重点を置いた上記勧告の改定の趣旨及び本市の実態を踏まえ、全ての職員を対象に引上げ改定を行う。なお、定年前再任用短時間勤

務職員の基準給料月額については、近年の考え方に基づく改定率を上回る引上げ改定を行う。

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行うことが必要である。

ただし、教育職給料表(3)については、教育職員の職務等の特殊性、他の地方公共団体の状況及びこれまでの改定の経緯等を踏まえた所要の改定を行い、医療職給料表(1)については、医師及び歯科医師の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から国との均衡を基本に所要の改定を行う。

② 特別給

特別給については、民間の支給割合と本市職員の支給月数との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況や人事院勧告の内容等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和9年度以降については、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう定めることとする。

この結果、本年12月期及び令和9年6月期以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数は、次表のとおりとなる。

第8表 期末手当・勤勉手当の支給月数

(単位：月分)

区 分		令和8年 12月期	令和9年度以降		
			6月期	12月期	年間計
一般の職員	期末手当	1.2875 (1.0875)	1.275 (1.075)	1.275 (1.075)	2.55 (2.15)
	勤勉手当	1.0875 (1.2875)	1.075 (1.275)	1.075 (1.275)	2.15 (2.55)
	計	2.375 (2.375)	2.35 (2.35)	2.35 (2.35)	4.70 (4.70)
定年前 再任用 短時間 勤務職員	期末手当	0.7375 (0.6375)	0.725 (0.625)	0.725 (0.625)	1.45 (1.25)
	勤勉手当	0.5375 (0.6375)	0.525 (0.625)	0.525 (0.625)	1.05 (1.25)
	計	1.275 (1.275)	1.25 (1.25)	1.25 (1.25)	2.50 (2.50)

(注) () 内は特定管理職員の支給月数である。

③ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、医師及び歯科医師

の処遇の確保並びに人事管理上の必要性から、国との均衡を基本に所要の改定を行うことが適当である。

④ 改定の実施時期

①の月例給については、本年４月時点での比較に基づき職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、本年４月に遡及して実施することとする。

②の特別給については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施することとする。

③の初任給調整手当については、国との均衡を考慮して、本年４月に遡及して実施することとする。

(2) 医療職給料表(2)の見直し

医療職給料表(2)は、保健所等に勤務する獣医師、薬剤師及び栄養士等の業務に従事する職員に適用している。

医療職給料表(2)の適用者は、資格に基づく知識を活かした専門性の高い行政事務を行っている者と、資格職としての現場対応を行っている者に大別される。現在、医療職給料表(2)の適用者の半数以上の者が、資格に基づく知識を活かした専門性の高い行政事務を行う所属に配属され、業務を行っている。

一方、行政職給料表の適用者の中にも、土木職、建築職、衛生職等のように、専門性の高い行政事務を行っている者が多くいる。

医療職給料表(2)適用者については、これら行政職給料表適用者と比較した場合、職務に専門性を求められている点は変わらないにもかかわらず、給与水準に不均衡が生じているケースがある。

本委員会は、医療職給料表(2)を適用する職員の給与制度について、当該職員の職務職責を踏まえ、職員間の均衡や国、他都市の状況等を総合的に勘案した結果、令和９年４月から次の措置を実施することが適当であると判断した。

① 給料表

医療職給料表(2)の構造及び水準を見直し、行政職給料表に準拠した体系とする。

具体的には、職務の級の構成を現行の８級制から７級制に再編した上で、各級の号給数及び給料月額について、行政職給料表と同様の内容に改める。

② その他

上記の給料表の見直しに伴って、等級別基準職務表等関係する諸規定について、所要の改正を行う必要がある。

なお、新たな給料表に移行する際、在職者の級号給の切替等について、適当な調整措置を講ずる必要がある。

(3) その他給与に関する諸課題

① 転居を伴う転勤に係る手当

人事院は、本年、転居を伴う転勤に係る経済的負担を軽減し、円滑な人事配置に資することを目的として、転居に関する手当の新設を勧告した。具体的には、現行の単身赴任手当の加算額を分離・再編し、支給額の改善及び距離区分の追加を行った上で、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とするとしている。

転居を伴う転勤に係る手当について、今般の国の見直し及び今後の法改正等の動向を踏まえ、他都市や民間事業所の状況、本市の実態等に留意しつつ、本市においても検討していく必要がある。

② 教育職員の給与制度

昨年、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布された。本市における教育職員の給与制度については、当該法改正の趣旨等を踏まえ、教職調整額の引上げ等を実施してきたところであり、引き続き適切に対応していく必要がある。

また、高等学校教育職員の給与制度については、本市の実態を踏まえ、当該教育職員の給料表の適用等について、職員間の均衡及び人材確保の観点から、見直しを行う必要がある。

③ 人事院が示した「人事制度見直し（新たな人事制度）」等

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、激しい人材獲得競争が続く中、労働市場で高い競争力を有する人材の確保・定着には、職務内容の困難さ・責任の重さに見合った処遇が必要であることから、本府省幹部職員等（次官級～課長級）について、他の職員に先行し、給与、任用及び勤務時間制度を一体的に見直しする「人事制度見直し（新たな人事制度）」の骨格を示し、令和9年夏に具体的な内容を報告するとしている。

本市においては、昨年本委員会が言及した給与制度のアップデートの

その他措置について、他都市の状況、本市の実態等を踏まえ、引き続き検討するとともに、今後の国における上記見直しの検討状況等について注視していく必要がある。

(4) 人事管理に関する諸課題

① 人材の確保・育成等

ア 人材の確保

社会経済情勢や地方自治体を取り巻く環境が大きくかつ急速に変化
する中、行政に求められる役割は一層大きくなっている。日々複雑化・
高度化する行政課題に对应していくためには、幅広い視野を持って、環
境の変化に的確に対応するとともに、常に市民の立場で考え、主体的・
積極的に行動する人材の確保・育成が喫緊の課題である。

急速な少子化の進行による受験年齢人口自体の減少、デジタル社会
の進展、働き方や価値観の多様化など雇用を取り巻く課題や状況が大
きく変わりつつある中、全国的に公務志望者は減少傾向となっており、
本市においても同様の状況である。

これまで、本市では特別な公務員試験対策の不要な能力試験の導入
や試験実施時期の早期化などの取組を進めた結果、受験者確保に一定
の効果が見られた。一方で、技術職などの区分では依然として厳しい
状況が続いている。今後は、このような人材確保の厳しい状況を踏ま
えて、採用手法・人材育成・給与等のあり方について一体的な取組を
推進することにより、競争力を向上させ、組織を支える多様で有為な
人材を継続的に確保していくことが求められる。

そのためには、本市が多様でより多くの人材から活躍の場として「選
ばれる」よう、採用広報活動の強化や試験制度のアップデートを更に
進めていく必要がある。

採用広報活動においては、民間事業者等が主催する合同説明会への
参加や、業務説明会の実施、また昨年開設した Instagram からの情報
発信の充実などに取り組んできたところである。

今後も本市で働く魅力を伝えるために、様々な媒体を効果的に活用
し、「岡山市」という職場の認知から受験、採用に至るまでの一連の流
れを意識した情報発信を推進する。あわせて、試験方法の工夫につい
ては、各試験区分に応じた実施時期や試験内容を見直し、受験しやす
い環境づくりを更に進める。また、最終合格者に入庁への不安を軽減

できる機会や情報の提供を行い、採用までのフォローを充実させていく必要がある。

これらの取組に加え、新規学卒者はもとより、民間企業等における経験や高度な専門性を有する多様な人材が採用後早期に職場に適応して能力を発揮できるような支援を充実させるなど、人材確保に向けた多面的な対策を進めていくことが必要である。

なお、給与面については、特に人材確保が厳しい状況にある職種において、国や他の地方公共団体との均衡を考慮した初任給水準を確保する等、人材獲得競争の中で見劣りしないものとする必要がある。

障害者雇用については、障害者雇用促進法に基づき、障害者雇用率が段階的に引き上げられてきた中、雇用の質の確保・向上を図りつつ、より一層障害者の採用等に積極的に取り組むことが重要である。引き続き障害者を対象とした採用試験を実施していくとともに、障害者一人ひとりが、その障害特性や個性に応じて能力を有効に発揮できる職場づくりを適切に行っていく必要がある。

イ 人材育成等

(7) 人材の育成

人材育成に関しては、組織にとって人こそが最も重要な経営資源であることを認識し、人事管理、組織マネジメント、職員研修を有機的かつ効果的に連携させて、組織全体で職員の能力開発・人材育成に取り組んでいくことが重要である。

本市では令和 8 年 4 月に「岡山市人材育成ビジョン」を改定したところである。本ビジョンで掲げる「環境の変化に対応し 市民のために自ら行動する職員」「互いを認め 高め合い チームとして成長していく職場」に向けて様々な施策を行うこととしている。また、これからの時代に重要なデジタル人材の育成については、令和 6 年 2 月に「岡山市デジタル人材育成方針」を策定し、職員をデジタル部門で経験を積んだ高度デジタル人材、各課での DX 推進の中心となるコア人材、一般職員に分類したうえで、体系的な人材育成を行うこととしている。

任命権者においては、これらに基づき、職員が役職・経験に応じて段階的かつ体系的に能力を高められるようにするため、職員の研修ニーズや行政課題を的確に把握し、時代の変化に対応できる人材を育成

するためのプログラムを提供するとともに、オンライン研修やeラーニングを含めた多様な実施方法により学びの機会を積極的に設けることが期待される。

また、管理職・監督職に対しては、部下職員の育成がより進むよう、マネジメント力及び人材育成力の向上を支援していく必要がある。

さらに、職員の主体的な学びを促進し、自律的なキャリア形成の動機付けとなるような取組を継続的に実施することで、職員個人の学びが仕事に活かされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となるような好循環を形成していくことが求められる。

なお、若手職員に対しては、多様な職務経験による能力開発と視野の拡大のため、早めの人事ローテーションを実施するなど、今後も組織の状況を勘案した柔軟な人事配置による人材育成が必要である。

(イ) 人事評価制度

人事評価制度については、地方公務員法において人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされ、能力・実績に基づく人事管理の徹底が求められている。任命権者においては、引き続き、公正・公平性、信頼性、透明性などを高めながら、国や他都市の動向を注視しつつ、地方公務員法の趣旨を踏まえた人事評価制度の運用と評価結果の有効な活用を行っていく必要がある。

(ロ) 公務員倫理の徹底

職員は全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務である。公務員倫理の徹底は、公務に対する市民の信頼を確保する上で不可欠であり、円滑な行政運営を支える基盤となるものである。しかしながら、依然として職員による不祥事の発生は後を絶たず、市民からの信用が著しく損なわれていることは誠に遺憾である。職員にあっては、一部の職員による不祥事を他人事と考えることなく、公務内外を問わず、自らの行動が公務の信用に大きな影響を与えることを常に意識し、高い倫理観と強い使命感を持って公務に全力を尽くすことが求められる。

任命権者においては、引き続き、不祥事防止に向けた効果的な研修等により、服務規律の確保や公務員倫理の醸成に継続的に取り組むとともに、管理職員においては、日頃から職員とのコミュニケーションを積極的に図り、風通しの良い職場環境づくりに努めるなど、不祥事

の未然防止に向けた取組を継続していくことが必要である。

ウ 多様な人材の活躍

(7) 全ての職員が活躍できるキャリア形成支援

市政を取り巻く様々な環境の変化に柔軟かつ的確に対応し、多様性と活力をもった組織として持続的成長を実現していくためには、性別にかかわらず、職員一人ひとりが市民ニーズや行政課題を捉えて、主体的、積極的に職務に取り組むことにより、多様な視点が政策決定・意思形成過程に反映されていくことが求められる。

本市では、課長級以上の職員に占める女性の割合が令和 8 年 4 月 1 日時点で 20.9%となり、岡山市特定事業主行動計画における目標を達成したところである。これまで、育児休業の取得がキャリア形成に影響しない人事制度の導入など「隗より始めよ」として様々な取組を行ってきており、女性活躍は適材適所の人事配置により自然と進んでいく段階となっている。

令和 8 年 4 月に改定された同計画においては、次のステップとして、令和 12 年度までに性別や年齢などによる無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）によりキャリア形成が阻害されていると感じる職員の割合を 0%とする目標を設定し、一人ひとりが意欲ややりがいをもって活躍できる職場環境づくりが必要だとしている。

任命権者においては、引き続き、性別、職種にとらわれない能力・実績主義に基づく任用を基本としつつ、職員一人ひとりがその個性に応じて多様な能力を十分に発揮することができるような取組が求められている。

そのためには、性別や年齢によるキャリア形成への不公平感を感じることなくキャリア形成ができる組織風土づくりや、性別やライフステージに応じたそれぞれの健康課題に対する職場全体の理解促進、仕事と育児・介護等を両立できる環境の整備などに努め、誰もがいきいきと活躍できる職場を実現していくことが必要である。

(4) 高齢層職員

少子高齢化が進行し、若年労働力人口が減少していく中、複雑化・高度化する行政課題に的確に対応していくためには、意欲のある高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠である。そのため、本市においても国と同様、令和 5 年度から定年年齢を 2 年に 1

歳ずつ段階的に 65 歳に引き上げているところである。

国家公務員の給与については、法律上、60 歳前後で連続的な給与水準となるよう、令和 13 年 3 月 31 日までに所要の措置を順次講じることとされている。人事院は、本年の職員の給与に関する報告において、60 歳前後の給与水準（給与カーブ）については、シニア職員の人事管理に関連する制度と一体で検討を行っていくことが必要であるとし、その検討を加速していくと述べている。

高齢層職員の働き方が多様化し、大きく変化していく中、ライフステージに応じ、家族の介護などの様々な事情を抱えながらも、これまでに培った経験や技術を十分に発揮し、健康と高いモチベーションを保ちながら職務に取り組むことができるよう、高齢層職員に関する制度や人事管理のあり方全般について、引き続き国や他都市の動向を注視しながら、本市の実態を踏まえて検討していく必要がある。

(ウ) 多様な雇用形態の職員

本市においては、社会情勢の変化や、複雑化・多様化した行政需要に的確に対応するため、任期の定めのない常勤職員とともに、非常勤職員などの多様な雇用形態の職員が、責任と使命感を持って職務にあたり、市政運営の担い手として重要な役割を果たしている。

人事院は本年の給与に関する報告において、厚生労働省による同一労働同一賃金ガイドラインの改正を踏まえ、非常勤職員の給与に関する指針の改正を行い、同指針に沿った適正な給与の支給が行われるよう、各府省を指導していくと述べている。

会計年度任用職員制度については、これまで必要な見直しがされてきたところであるが、任命権者においては、引き続き適正かつ円滑に運用されるよう、国や他都市の動向を注視しながら、常勤職員との均衡、本市の実態を踏まえ、検討していく必要がある。

任命権者においては、全ての職員が本市職員としての誇りや、職務に対する高い意欲とやりがいを持ちながら、安心して職務に励むことができるよう、人材確保や行政サービス向上の観点からも、それぞれの職務の内容と責任に応じた適切な処遇の確保と良好な職場環境の整備に引き続き努めていく必要がある。

② 働きやすい環境づくり

ア 仕事と生活の両立支援

ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化する中、職員がやりがいを持って生き生きと働き、仕事上の責任を果たしながら、育児や介護等に安心して向き合えるとともに、家庭や地域、自己啓発等のための個人の時間を確保しながら健康で豊かな生活を送ることができる職場環境を整備することが求められている。このことは、公務職場の魅力を向上させ、喫緊の課題となっている多様で有為な人材を確保し、定着させていくことに資するとともに、公務能率と行政サービスの向上の上でも重要である。

本年 4 月に改定された本市の特定事業主行動計画では、今後の取組方針の一つとして、共働き・共育ての推進に引き続き取り組むほか、介護に関する休暇制度の周知に積極的に取り組み、それぞれのライフステージに応じて仕事と生活の両立ができる職場環境を整備することを掲げている。これを踏まえて実施される様々な制度や取組が、より一層仕事と生活の両立に資するものになることを、大いに期待する。

人事院は、本年の公務員人事管理に関する報告の中で、育児や介護に限らず、様々な事情を抱える職員が継続して活躍できるようにするためには、適切な行政サービスの提供を維持することを前提としつつ、個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進していく必要があるとして、無給休暇の新設等について、「職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告」を行った。

本市においても、テレワークや早出遅出勤務等の活用、フレックスタイム制及び選択的週休 3 日制の試行など、柔軟な働き方の推進に資する取組を実施してきたところであり、引き続き、国や他都市の動向等を踏まえながら必要な措置を検討しつつ、性別や雇用形態にかかわらずライフステージに応じて仕事と家事・育児・介護等を両立して活躍できるよう、職場環境づくりを進めていく必要がある。

イ 長時間労働の是正

働き方改革を推進し、長時間労働を是正することは、職員の公務能率や労働意欲の向上、心身の健康保持等に大きな影響を及ぼすものであり、ワーク・ライフ・バランスの実現の観点はもとより、人材の確保などの観点からも極めて重要な課題である。

本市では、これまで労働時間の適正な把握や時間外勤務の上限規制等、長時間労働の是正に向けた取組を実施してきた。加えて、定時退

庁等を推進する「ワークライフバランス推進強化月間」や、勤務間インターバルの試行など、職員のワーク・ライフ・バランス及び健康を確保するための取組を進めてきた。

本市における職員 1 人当たりの月平均時間外勤務時間は、近年、14 時間前後で推移している一方で、各部署の業務の状況によっては、依然として多くの時間外勤務が発生している。

教育委員会においては、これまで「岡山市立学校園における働き方改革推進方針」に基づき、学校給食費の公会計化や保護者連絡ツールの導入など、教職員の時間外在校等時間減少を目的とした様々な取組を実施してきた。その結果、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合（対象月：10 月）は、令和 4 年度の 52.1%から令和 7 年度は 40.9%となり、11.2 ポイント減少した。しかしながら、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員ゼロを目指すという数値目標の達成には至っていない。

こうした中、教育委員会は本年、学校園における働き方改革の一層の推進を図るため、教職員のウェルビーイングの向上を目標とした「第 2 期 岡山市立学校園における働き方改革推進方針」を策定し、引き続き様々な取組を実施しているところである。

このほか、人事院は本年、公務員人事管理に関する報告において、長時間労働の是正が喫緊の課題となっている中、職員の総実勤務時間を減少させることが重要であるとして、代休日の指定等の見直しを含めた勧告を行っている。

各職場においては、管理職員が自身も含めた職員の勤務時間や業務量等の勤務実態を適切に把握し、マネジメント能力とリーダーシップを一層発揮して、一部の職員に過重な負担がかからないよう、業務配分の見直し等に取り組む必要がある。また、職員一人ひとりが働き方改革についての意識を高めて、計画的・効率的な業務遂行に努めることが非常に重要である。

任命権者においては、引き続き、各職場における管理職員や個々の職員に対してこれらの取組の重要性の周知及び指導、事務事業の見直しや人員の適切な配置を行うとともに、国や他都市の動向を踏まえながら、長時間労働の是正に向けた取組をより一層推進していくことが必要である。

ウ 心身の健康づくり

心身の健康を維持・増進することは、職員がその能力を十分に発揮して職務に専念するために不可欠であり、質の高い行政サービスの提供や公務能率の向上、活力ある組織を維持していく上でも重要である。

本市では、健康で働きやすい職場環境づくりのため、セルフケア・ラインケアを推進するための研修等に加え、相談窓口の周知やストレスチェックの実施・活用、産業医面談の実施など、職員の不調の予防や早期発見、休職等の未然防止のための取組を行ってきた。また、休職者に対する職場復帰訓練等の実施など、円滑な職場復帰及び再発防止のための取組も行ってきたところである。

しかしながら、長期病休者の休職事由として、メンタルヘルス不調を原因とするものが依然として最も多く、特に近年は、若年層職員において増加傾向にある。こうした中、職員のメンタルヘルス対策として、職場でのコミュニケーションがメンタルヘルスにも影響することを踏まえ、採用後 2 年目の職員を対象に職場におけるコミュニケーション能力を高めるための研修を行っている。また、令和 7 年度からは、所属職員が精神疾患による病気休暇を新規に取得することとなった所属長に対し、当該職員が円滑に復帰できるよう、復職の流れ等について個別に周知する支援を行っている。

任命権者においては、職場の実態に即して、心身の健康に関する対策を継続的かつ着実に実施していくことが必要である。

エ ハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為である。また、職場環境の悪化や公務能率の低下を招くおそれがあるため、ハラスメントを許さない職場づくりを推進していくことが必要である。

任命権者においては、職員一人ひとりの正しい理解や認識を促し、意識を高めることで、ハラスメントの未然防止・早期発見することができるよう、これまでも「ハラスメント防止ハンドブック」等の活用やハラスメント防止研修の実施等の様々な取組を行ってきた。これらの取組を引き続き実施するとともに、ハラスメントが生じた場合にあっては、専用相談窓口等を通じ、関係者が迅速に問題を把握し連携を取って早期解決に導くことも含め、実効性ある取組を継続していく必

要がある。

カスタマー・ハラスメントについては、昨年 6 月の労働施策総合推進法改正に伴い、本年 10 月から事業所における対策が義務化されることとなった。

本市では、昨年 8 月に策定された「岡山市職員に対するカスタマー・ハラスメント対策基本方針」において、基本姿勢を示し、予防、対応、フォローアップの観点から対応の強化を図るとしている。また、具体的な対応方法等を示した「カスタマー・ハラスメント対応基本マニュアル」を昨年 12 月に策定している。

行政サービスの利用者等からの意見・要望に真摯に対応する一方、カスタマー・ハラスメントへの対応を毅然として組織的に行うことで、職員を守り、安心して働ける職場環境を実現していくことが重要である。

9 おわりに

本年の職員の給与等に関する報告は以上のとおりである。

既に述べたとおり、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な勤務条件を確保することを目的とするものである。質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、職員が高いモチベーションを保ちつつ、安心して職務に励むことができるよう、市民の理解を得て、適正な勤務条件を確保していくことが重要である。このためには、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とすることが、長期的な視点において、職員の理解と納得とともに、広く市民の理解が得られる方法であると考えらる。

社会情勢が大きくかつ急速に変化する中、本市職員は、複雑化・多様化する行政需要に応えるため、日々職務に全力で取り組んでいる。本年は 7 月以降、熊本地震、そして千葉豪雨をはじめとする全国各地での記録的な大雨が発生し、甚大な被害をもたらした。本市からは熊本県内に多くの職員が派遣され、救助活動など様々な活動に携わったところである。こうした対応は、本市職員が本市の市民のみならず、まさに広く全体の奉仕者としての使命を全うしていることを、改めて深く認識させるものである。

このように、全ての職員が公務に対する熱意と誇りを持ちながら真摯に職務に励み、全体の奉仕者として高い倫理観と強い使命感を持って、市民の信

頼と期待に応えていくことを強く希望する。

本委員会としては、今後とも、地方公務員法に規定する諸原則に基づいて、地域の民間給与を的確に反映させた勧告を行うとともに、市民に対する説明責任を果たしていくことで、公正かつ中立な第三者機関としての立場を堅持していくものである。

議会及び市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義と役割に深い理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応されるよう要請する。

別紙第 2

勧 告

本委員会は、別紙第 1 に述べた報告に基づき、本市職員の給与について、次の事項を実現するため、所要の措置をとられるよう勧告する。

1 本年の給与改定

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の支給月数については、別紙第 1 報告のむすびで述べたとおり改定すること。

(3) 初任給調整手当

別紙第 1 報告のむすびで述べた事項を踏まえ、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当を改定すること。

2 医療職給料表(2)の見直し

1 の(1)による改定後の給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

3 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施し、2 については、令和 9 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	286,900	321,000	345,600	380,200	434,700	484,800	540,900
	2	206,400	288,400	322,300	347,500	381,900	436,400	485,900	543,100
	3	207,600	289,800	323,600	349,300	383,800	438,100	487,100	545,400
	4	208,700	291,000	325,000	351,400	385,500	439,700	488,400	547,800
	5	209,800	292,000	326,600	352,900	387,300	441,400	489,500	550,000
	6	211,500	293,000	328,400	354,600	389,100	443,200	490,700	552,100
	7	213,100	294,000	330,300	356,600	390,900	445,000	491,800	554,000
	8	214,700	294,900	331,700	358,500	392,700	446,800	492,400	555,800
	9	216,200	295,800	333,500	360,300	394,500	448,500	493,000	557,600
	10	217,900	296,900	335,200	361,800	396,100	450,000	493,700	558,900
	11	219,500	297,900	337,100	363,400	397,700	451,500	494,200	560,200
	12	221,100	298,800	338,700	365,200	399,200	452,700	494,600	561,500
	13	222,600	300,000	340,200	366,900	401,000	454,000	494,900	562,700
	14	224,300	301,300	341,800	368,500	402,600	455,300	495,300	563,800
	15	226,000	302,400	343,800	370,200	404,000	456,400	495,600	564,700
	16	227,700	303,500	345,500	372,200	405,800	457,300	495,900	565,700
	17	228,900	304,800	346,900	373,500	407,400	458,200	496,200	566,700
	18	230,500	305,900	348,600	375,100	409,000	459,400	496,600	567,400
	19	232,100	307,300	350,400	376,900	410,600	460,600	496,900	568,000
	20	233,600	308,600	352,200	378,900	412,300	461,500	497,200	568,700
	21	235,300	309,900	353,800	380,600	413,700	462,700	497,500	569,300
	22	236,700	311,100	355,500	382,200	415,300	463,500	497,800	569,900
	23	238,300	312,300	357,400	383,700	416,900	464,300	498,000	570,400
	24	239,900	313,800	359,000	385,300	418,300	465,200	498,300	570,800
	25	241,500	315,100	360,400	386,900	419,300	465,700	498,700	571,200
	26	243,200	316,700	362,100	388,400	420,500	466,500	499,000	
	27	244,500	318,200	364,000	389,800	421,500	467,200	499,200	
	28	245,800	319,500	365,900	391,400	422,500	467,800		
	29	247,100	321,100	367,600	393,000	423,400	468,500		
	30	248,200	322,500	369,300	393,900	424,600	469,100		
	31	249,300	324,300	370,900	395,100	425,700	469,700		
	32	250,400	325,800	372,500	396,200	426,900	470,300		
	33	251,500	327,000	374,000	397,600	427,800	470,700		
	34	252,900	328,500	375,400	398,600	428,200	471,100		
	35	254,700	330,200	377,000	399,600	428,500	471,500		
	36	256,700	331,800	378,600	400,600	429,000	471,900		
	37	258,500	333,100	379,900	401,100	429,500	472,000		
	38	260,400	334,500	381,200	401,900	430,100	472,300		
	39	262,300	335,800	382,500	402,500	430,700	472,600		
	40	264,300	337,400	383,700	403,100	431,400	472,900		
	41	266,000	339,000	385,000	404,000	432,100	473,100		
	42	267,700	340,400	386,000	404,700	432,700	473,600		
	43	269,400	341,800	386,800	405,400	433,400	474,100		
	44	271,200	343,200	387,800	406,000	434,000	474,500		
	45	272,900	344,600	388,400	406,900	434,600	474,800		
	46	274,800	346,100	389,300	407,600	435,100	475,200		
	47	276,600	347,600	390,100	408,100	435,600	475,600		
	48	278,400	349,200	391,000	408,800	436,200	475,900		

49	279,700	350,500	391,900	409,300	436,600	476,100
50	281,000	351,800	393,000	409,900	437,300	
51	282,200	353,100	394,100	410,400	437,800	
52	283,400	354,400	395,100	410,900	438,300	
53	284,400	355,600	395,900	411,200	438,800	
54	285,400	356,800	396,900	411,700	439,400	
55	286,500	358,100	397,600	412,200	440,000	
56	287,600	359,300	398,400	412,800	440,500	
57	288,800	360,400	399,100	413,100	440,700	
58	289,800	361,600	399,800	413,700	441,300	
59	290,800	362,800	400,600	414,200	441,900	
60	291,800	363,900	401,300	414,800	442,400	
61	292,800	364,900	401,900	415,100	442,500	
62	293,800	365,900	402,500	415,800	443,000	
63	294,800	366,800	403,200	416,400	443,400	
64	295,800	367,800	403,900	416,900	443,900	
65	296,800	368,600	404,600	417,300	444,100	
66	297,800	369,400	405,200	418,000	444,400	
67	298,800	370,200	405,800	418,600	444,800	
68	299,800	371,000	406,400	419,200	445,200	
69	300,800	371,800	406,900	419,600	445,400	
70	301,700	372,600	407,500	420,300	445,900	
71	302,600	373,400	408,100	420,900	446,300	
72	303,500	374,100	408,700	421,500	446,800	
73	304,400	374,700	409,200	421,900	446,900	
74	305,200	375,300	409,800	422,600	447,300	
75	306,000	375,800	410,300	423,200	447,700	
76	306,800	376,400	411,000	423,800	448,100	
77	307,500	377,000	411,400	424,200	448,300	
78	308,100	377,700	412,100	424,900	448,600	
79	308,700	378,300	412,700	425,500	449,000	
80	309,300	378,900	413,300	426,200	449,400	
81	309,800	379,300	413,700	426,600	449,600	
82	310,300	379,800	414,300	427,200		
83	310,800	380,400	414,900	427,800		
84	311,200	381,000	415,600	428,400		
85	311,500	381,600	416,000	428,700		
86	311,800	382,200	416,600	429,200		
87	312,100	382,800	417,200	429,700		
88	312,400	383,300	417,900	430,200		
89	312,700	383,700	418,100	430,500		
90	313,000	384,300	418,800	431,000		
91	313,300	384,800	419,500	431,600		
92	313,600	385,400	420,200	432,200		
93	313,900	385,900	420,700	432,500		
94	314,200	386,300	421,400	433,000		
95	314,500	386,900	422,100	433,600		
96	314,800	387,500	422,700	434,200		
97	315,000	387,800	423,200	434,600		
98	315,300	388,400	423,900	435,100		
99	315,600	388,900	424,500	435,700		
100	315,900	389,500	425,200	436,300		
101	316,200	389,800	425,700	436,800		
102	316,500	390,400	426,400	437,300		
103	316,800	390,900	427,000	437,900		
104	317,100	391,500	427,700	438,500		

	105	317,400	391,900	428,200	439,000				
	106		392,400	428,900					
	107		392,900	429,500					
	108		393,500	430,200					
	109		393,800	430,700					
	110		394,400						
	111		395,000						
	112		395,500						
	113		396,000						
	114		396,600						
	115		397,200						
	116		397,700						
	117		398,200						
	118		398,600						
	119		399,200						
	120		399,700						
	121		400,100						
	122		400,700						
	123		401,300						
	124		401,800						
	125		402,300						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 252,000	円 293,300	円 315,200	円 332,100	円 358,600	円 402,800	円 439,600	円 495,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

教育職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円
	1	213,500	257,900	395,300	476,000
	2	215,300	259,200	396,800	477,800
	3	217,100	260,300	398,300	479,500
	4	218,800	261,600	400,200	481,300
	5	220,400	262,700	401,900	483,000
	6	222,700	263,600	403,800	484,700
	7	224,700	264,700	405,500	486,500
	8	226,900	265,800	407,400	488,300
	9	228,900	266,800	409,200	489,900
	10	231,200	268,200	411,100	491,500
	11	233,200	269,300	412,800	493,100
	12	235,400	270,700	414,600	494,800
	13	237,400	271,900	416,200	496,400
	14	239,600	273,400	417,900	497,900
	15	241,500	274,800	419,600	499,300
	16	243,400	276,500	421,400	500,700
	17	245,400	277,700	423,000	502,200
	18	247,500	280,100	424,400	502,900
	19	249,500	282,500	426,100	503,500
	20	251,500	285,100	427,600	504,100
	21	253,500	287,100	429,100	504,800
	22	254,700	289,300	430,500	
	23	255,800	291,400	431,700	
	24	257,100	293,600	433,100	
	25	258,100	295,700	434,300	
	26	258,900	298,100	435,900	
	27	259,600	300,400	437,300	
	28	260,600	302,600	438,800	
	29	261,300	304,800	440,300	
	30	262,500	306,700	441,900	
	31	263,400	308,500	443,300	
	32	264,600	310,600	444,800	
	33	265,500	312,700	446,100	
	34	266,400	314,500	447,800	
	35	267,400	316,500	449,500	
	36	268,500	318,300	450,800	
	37	269,600	320,200	452,300	
	38	270,800	322,400	453,900	
	39	272,000	324,400	455,300	
	40	273,300	326,300	456,800	
	41	274,400	328,100	458,500	
	42	275,500	330,400	460,100	
	43	276,600	332,400	461,500	
	44	277,700	334,100	463,100	
	45	278,700	335,800	464,500	
	46	279,700	338,000	466,000	
	47	280,700	339,900	467,300	
	48	281,700	341,900	468,900	

49	282, 700	343, 900	470, 400
50	283, 700	345, 800	472, 000
51	284, 700	347, 500	473, 400
52	285, 700	349, 500	474, 800
53	286, 700	351, 300	476, 000
54	287, 700	353, 000	477, 400
55	288, 700	354, 800	479, 000
56	289, 700	356, 600	480, 300
57	290, 700	358, 400	481, 700
58	291, 700	360, 200	482, 600
59	292, 700	362, 100	483, 200
60	293, 700	363, 900	484, 000
61	294, 700	365, 700	484, 600
62	295, 700	367, 600	
63	296, 700	369, 500	
64	297, 700	371, 400	
65	298, 700	373, 200	
66	299, 700	374, 800	
67	300, 700	376, 700	
68	301, 600	378, 600	
69	302, 600	380, 300	
70	303, 500	382, 000	
71	304, 400	383, 700	
72	305, 300	385, 400	
73	306, 200	387, 100	
74	307, 100	388, 900	
75	308, 000	390, 700	
76	308, 900	392, 400	
77	309, 900	394, 000	
78	310, 800	395, 600	
79	311, 700	397, 100	
80	312, 500	398, 600	
81	313, 400	399, 900	
82	314, 300	401, 000	
83	315, 300	402, 100	
84	316, 200	403, 300	
85	317, 000	404, 600	
86	317, 800	405, 900	
87	318, 600	407, 100	
88	319, 500	408, 500	
89	320, 300	409, 700	
90	321, 300	410, 800	
91	322, 100	412, 100	
92	322, 900	413, 500	
93	323, 600	414, 600	
94	324, 400	415, 900	
95	325, 400	417, 100	
96	326, 500	418, 200	
97	327, 100	419, 400	
98	328, 000	420, 400	
99	328, 800	421, 300	
100	329, 800	422, 300	
101	330, 400	423, 400	
102	331, 200	424, 300	
103	332, 000	425, 300	
104	332, 800	426, 300	

	105	333, 600	426, 900		
	106	334, 500	427, 800		
	107	335, 300	428, 700		
	108	336, 000	429, 500		
	109	336, 800	430, 400		
	110	337, 300	431, 300		
	111	337, 800	432, 000		
	112	338, 400	432, 800		
	113	338, 800	433, 300		
	114	339, 300	434, 000		
	115	339, 800	434, 700		
	116	340, 200	435, 500		
	117	340, 600	435, 900		
	118	341, 100	436, 600		
	119	341, 500	437, 100		
	120	342, 000	437, 700		
	121	342, 600	438, 100		
	122	343, 000	438, 500		
	123	343, 500	438, 800		
	124	344, 000	439, 200		
	125	344, 300	439, 400		
	126	344, 700	439, 900		
	127	344, 900	440, 300		
	128	345, 200	440, 800		
	129	345, 500	441, 200		
	130	345, 900	441, 600		
	131	346, 200	442, 000		
	132	346, 500	442, 200		
	133	346, 700	442, 400		
	134	346, 800	442, 600		
	135	347, 000	442, 700		
	136	347, 300	442, 800		
	137	347, 400	442, 900		
	138	347, 500	443, 000		
	139	347, 700	443, 200		
	140	347, 800	443, 300		
	141	348, 000	443, 500		
	142	348, 200	443, 700		
	143	348, 400	443, 900		
	144	348, 600	444, 000		
	145	348, 700	444, 200		
	146	349, 000			
	147	349, 300			
	148	349, 600			
	149	349, 700			
	150	349, 900			
	151	350, 100			
	152	350, 200			
	153	350, 300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		274, 800	314, 300	376, 400	465, 200

備考 この表は、岡山市立高等学校に勤務する実習助手に適用する。

教育職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	206,000	293,100	327,000	351,300	386,100	441,100
	2	207,100	294,500	328,300	353,200	387,800	442,700
	3	208,300	295,900	329,600	355,000	389,700	444,400
	4	209,400	297,000	330,800	357,100	391,400	446,100
	5	210,500	298,000	332,400	358,600	393,200	447,800
	6	212,200	299,000	334,200	360,300	395,000	449,600
	7	213,800	300,000	336,100	362,300	396,800	451,300
	8	215,400	301,000	337,500	364,200	398,500	453,100
	9	217,000	302,000	339,300	366,000	400,400	454,800
	10	218,700	303,100	341,000	367,500	402,000	456,400
	11	220,300	304,100	342,900	369,100	403,500	457,800
	12	221,900	305,000	344,500	370,900	404,900	459,000
	13	223,400	306,000	346,000	372,600	406,600	460,100
	14	225,100	307,200	347,600	374,200	408,200	461,300
	15	226,800	308,300	349,600	375,900	409,700	462,400
	16	228,500	309,400	351,300	377,900	411,500	463,500
	17	229,700	310,700	352,700	379,100	413,100	464,300
	18	231,800	311,800	354,400	380,800	414,700	465,400
	19	233,800	313,200	356,200	382,600	416,200	466,700
	20	235,700	314,500	358,000	384,400	418,000	467,700
	21	237,600	315,800	359,600	386,300	419,400	468,700
	22	239,000	317,000	361,300	387,800	421,100	469,500
	23	240,700	318,200	363,200	389,200	422,500	470,300
	24	242,500	319,600	364,800	390,800	423,900	471,100
	25	244,400	320,900	366,100	392,400	425,100	471,500
	26	246,900	322,400	367,900	393,900	426,100	472,400
	27	248,700	323,900	369,800	395,300	427,100	473,000
	28	250,700	325,200	371,600	396,800	428,000	473,700
	29	252,800	326,700	373,400	398,300	429,100	474,200
	30	253,900	328,200	375,100	399,400	430,200	474,900
	31	254,900	330,000	376,500	400,600	431,300	475,500
	32	256,100	331,500	378,200	401,700	432,300	476,000
	33	257,400	332,700	379,800	403,200	433,100	476,300
	34	258,700	334,200	381,200	404,100	433,600	476,800
	35	260,500	335,900	382,600	405,100	434,000	477,200
	36	262,500	337,500	384,300	406,100	434,700	477,400
	37	264,300	338,800	385,500	406,700	435,300	477,500
	38	266,200	340,200	386,800	407,400	435,800	477,900
	39	267,900	341,500	388,100	408,000	436,500	478,100
	40	269,900	343,100	389,300	408,700	437,000	478,400
	41	272,000	344,700	390,600	409,300	437,700	478,500
	42	273,500	346,100	391,600	410,100	438,200	478,900
	43	275,200	347,500	392,300	410,800	438,900	479,300
	44	277,000	348,900	393,300	411,500	439,300	479,700
	45	278,700	350,300	393,800	412,200	439,800	479,900
	46	280,600	351,700	394,700	412,800	440,600	480,300
	47	282,400	353,300	395,700	413,500	441,100	480,700
	48	284,200	354,900	396,700	414,000	441,800	481,000

49	285,500	356,100	397,500	414,600	442,200	481,100
50	286,800	357,500	398,500	415,100	442,600	
51	288,000	358,600	399,600	415,700	443,000	
52	289,200	359,900	400,600	416,200	443,600	
53	290,100	361,100	401,300	416,300	444,100	
54	291,100	362,200	402,300	416,800	444,500	
55	292,200	363,500	403,000	417,400	445,000	
56	293,200	364,700	403,900	417,900	445,400	
57	294,400	365,800	404,400	418,200	445,800	
58	295,400	367,000	405,200	418,700	446,100	
59	296,400	368,200	405,900	419,200	446,700	
60	297,400	369,300	406,600	419,900	447,100	
61	298,400	370,300	407,100	420,100	447,200	
62	299,400	371,400	407,900	420,800	447,700	
63	300,400	372,300	408,500	421,300	448,100	
64	301,400	373,200	409,300	421,800	448,600	
65	302,500	373,900	409,800	422,300	448,800	
66	303,400	374,800	410,500	422,900	449,000	
67	304,300	375,500	411,000	423,600	449,400	
68	305,300	376,300	411,500	424,100	449,800	
69	306,200	377,000	411,900	424,400	450,000	
70	307,100	377,800	412,500	425,100	450,400	
71	308,000	378,600	413,100	425,700	450,800	
72	308,900	379,300	413,700	426,400	451,200	
73	309,800	379,900	414,100	426,800	451,300	
74	310,600	380,500	414,700	427,400	451,700	
75	311,400	381,000	415,200	428,000	452,100	
76	312,200	381,700	415,900	428,700	452,400	
77	312,900	382,100	416,200	429,000	452,500	
78	313,500	382,700	416,900	429,700	452,800	
79	314,100	383,300	417,500	430,300	453,200	
80	314,700	383,900	418,100	430,900	453,600	
81	315,200	384,200	418,400	431,200	453,700	
82	315,600	384,700	419,000	431,800		
83	316,100	385,300	419,600	432,400		
84	316,500	385,900	420,300	432,900		
85	316,800	386,400	420,600	433,000		
86	317,100	387,000	421,200	433,400		
87	317,400	387,600	421,800	433,900		
88	317,700	388,100	422,500	434,400		
89	318,000	388,400	422,600	434,600		
90	318,300	389,000	423,300	435,100		
91	318,600	389,500	424,000	435,700		
92	318,900	390,100	424,600	436,200		
93	319,200	390,500	425,000	436,400		
94	319,500	390,900	425,700	436,900		
95	319,800	391,500	426,400	437,500		
96	320,100	392,100	427,100	438,100		
97	320,300	392,300	427,500	438,400		
98	320,600	392,900	428,200	438,900		
99	320,900	393,400	428,800	439,500		
100	321,200	394,000	429,400	440,100		
101	321,500	394,200	429,800	440,400		
102	321,800	394,800	430,500	440,900		
103	322,100	395,300	431,100	441,500		
104	322,400	395,900	431,800	442,100		

	105	322,700	396,200	432,200	442,400		
	106		396,700	432,900			
	107		397,200	433,500			
	108		397,700	434,200			
	109		397,900	434,600			
	110		398,500				
	111		399,100				
	112		399,600				
	113		400,000				
	114		400,600				
	115		401,200				
	116		401,700				
	117		402,100				
	118		402,600				
	119		403,100				
	120		403,600				
	121		403,900				
	122		404,500				
	123		405,100				
	124		405,600				
	125		406,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		255,200	296,600	318,600	335,300	362,200	407,000

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長，教諭，助教諭及び講師に適用する。

教育職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	228,400	249,900	349,500	379,900	467,200
	2	230,800	252,300	351,400	381,400	468,500
	3	233,200	254,700	353,300	383,000	469,700
	4	235,500	257,200	355,100	384,500	471,000
	5	237,700	259,700	356,800	385,900	472,100
	6	240,100	262,100	358,700	387,300	473,200
	7	242,300	264,500	360,600	388,600	474,400
	8	244,500	267,000	362,400	390,000	475,700
	9	246,700	269,400	364,300	391,500	477,000
	10	248,900	271,000	366,300	392,800	478,200
	11	251,100	272,600	368,200	394,200	479,300
	12	253,400	274,200	370,000	395,500	480,400
	13	255,600	275,800	371,800	396,900	481,600
	14	257,700	277,200	373,500	398,200	482,400
	15	259,800	278,600	375,100	399,400	483,200
	16	261,900	280,000	376,700	400,600	484,100
	17	264,000	281,400	378,300	401,600	485,000
	18	265,800	282,600	379,700	402,900	485,400
	19	267,500	283,800	381,000	404,200	485,900
	20	269,200	285,000	382,200	405,300	486,400
	21	270,900	286,300	383,600	406,300	486,900
	22	272,200	287,400	385,000	407,500	
	23	273,500	288,500	386,400	408,700	
	24	274,700	289,700	387,700	409,800	
	25	275,900	291,000	389,000	410,800	
	26	277,000	292,700	390,500	411,900	
	27	278,100	294,400	391,900	413,000	
	28	279,200	296,100	393,200	414,100	
	29	280,400	297,800	394,400	415,200	
	30	281,500	299,800	395,800	416,400	
	31	282,600	302,000	397,100	417,500	
	32	283,600	304,300	398,400	418,600	
	33	284,700	306,500	399,700	419,600	
	34	285,700	308,700	400,800	420,700	
	35	286,700	311,000	401,900	421,900	
	36	287,800	313,200	403,100	423,100	
	37	289,000	315,300	404,300	424,200	
	38	289,900	317,200	405,400	425,500	
	39	290,900	319,100	406,600	426,600	
	40	292,000	320,900	407,700	427,700	
	41	293,200	322,800	408,800	428,800	
	42	294,300	324,700	409,900	430,100	
	43	295,400	326,500	411,100	431,100	
	44	296,500	328,200	412,200	432,200	
	45	297,400	329,900	413,300	433,400	
	46	298,200	331,700	414,500	434,600	
	47	299,000	333,400	415,700	435,800	
	48	299,800	335,100	416,800	437,000	

49	300, 400	336, 800	417, 700	438, 100
50	301, 200	338, 600	418, 900	439, 100
51	301, 900	340, 400	419, 900	440, 400
52	302, 600	342, 100	421, 000	441, 600
53	303, 400	343, 500	421, 800	442, 800
54	304, 200	345, 400	422, 900	443, 900
55	304, 800	347, 200	423, 900	445, 000
56	305, 500	348, 900	424, 900	446, 100
57	306, 200	350, 700	426, 000	447, 100
58	307, 000	352, 600	427, 000	448, 300
59	307, 800	354, 300	428, 100	449, 500
60	308, 400	356, 100	429, 200	450, 700
61	309, 000	357, 900	430, 200	451, 300
62	309, 700	359, 700	431, 300	452, 100
63	310, 400	361, 400	432, 400	452, 800
64	310, 900	363, 100	433, 400	453, 300
65	311, 600	364, 800	434, 300	453, 600
66	312, 300	366, 200	435, 200	453, 900
67	312, 900	367, 600	436, 200	454, 300
68	313, 500	369, 100	437, 200	454, 700
69	314, 200	370, 700	438, 000	455, 000
70	314, 900	372, 200	438, 800	455, 400
71	315, 500	373, 700	439, 500	455, 700
72	316, 200	375, 200	440, 300	456, 000
73	316, 700	376, 600	441, 000	456, 300
74	317, 400	378, 200	441, 600	456, 600
75	318, 100	379, 700	442, 300	456, 900
76	318, 600	381, 100	443, 000	457, 200
77	319, 200	382, 500	443, 600	457, 400
78	319, 900	384, 000	444, 300	457, 700
79	320, 500	385, 500	444, 800	458, 000
80	321, 100	387, 100	445, 400	458, 200
81	321, 600	388, 400	445, 800	458, 400
82	322, 200	389, 700	446, 200	
83	322, 800	391, 000	446, 500	
84	323, 400	392, 200	446, 700	
85	323, 800	393, 300	446, 900	
86	324, 200	394, 500	447, 200	
87	324, 700	395, 500	447, 500	
88	325, 200	396, 600	447, 700	
89	325, 600	397, 600	447, 900	
90	326, 000	398, 700	448, 200	
91	326, 400	399, 800	448, 500	
92	326, 800	400, 800	448, 700	
93	327, 100	401, 900	448, 900	
94	327, 500	403, 000	449, 200	
95	327, 900	404, 000	449, 500	
96	328, 200	405, 100	449, 700	
97	328, 500	406, 100	449, 900	
98	328, 900	407, 100		
99	329, 200	408, 000		
100	329, 500	408, 900		
101	329, 900	409, 700		
102	330, 200	410, 700		
103	330, 500	411, 500		
104	330, 800	412, 400		

	105	331, 000	413, 200			
	106	331, 300	414, 100			
	107	331, 600	415, 000			
	108	331, 800	415, 900			
	109	332, 000	416, 700			
	110	332, 200	417, 700			
	111	332, 500	418, 600			
	112	332, 800	419, 500			
	113	333, 000	420, 100			
	114	333, 200	421, 000			
	115	333, 400	421, 900			
	116	333, 700	422, 800			
	117	334, 000	423, 600			
	118	334, 200	424, 300			
	119	334, 500	425, 100			
	120	334, 800	425, 900			
	121	335, 000	426, 500			
	122	335, 200	427, 200			
	123	335, 400	427, 900			
	124	335, 700	428, 500			
	125	336, 000	429, 100			
	126		429, 800			
	127		430, 300			
	128		430, 900			
	129		431, 500			
	130		432, 100			
	131		432, 600			
	132		433, 100			
	133		433, 400			
	134		433, 700			
	135		433, 900			
	136		434, 200			
	137		434, 500			
	138		434, 800			
	139		435, 100			
	140		435, 400			
	141		435, 700			
	142		436, 000			
	143		436, 300			
	144		436, 600			
	145		436, 800			
	146		437, 100			
	147		437, 400			
	148		437, 600			
	149		437, 800			
	150		438, 100			
	151		438, 400			
	152		438, 600			
	153		438, 800			
	154		439, 100			
	155		439, 400			
	156		439, 600			
	157		439, 800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 264, 500	円 315, 400	円 346, 300	円 375, 400	円 465, 700

保育幼児教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円
	1	206,000	293,100	327,000	351,300	386,100	441,100
	2	207,100	294,500	328,300	353,200	387,800	442,700
	3	208,300	295,900	329,600	355,000	389,700	444,400
	4	209,400	297,000	330,800	357,100	391,400	446,100
	5	210,500	298,000	332,400	358,600	393,200	447,800
	6	212,200	299,000	334,200	360,300	395,000	449,600
	7	213,800	300,000	336,100	362,300	396,800	451,300
	8	215,400	301,000	337,500	364,200	398,500	453,100
	9	217,000	302,000	339,300	366,000	400,400	454,800
	10	218,700	303,100	341,000	367,500	402,000	456,400
	11	220,300	304,100	342,900	369,100	403,500	457,800
	12	221,900	305,000	344,500	370,900	404,900	459,000
	13	223,400	306,000	346,000	372,600	406,600	460,100
	14	225,100	307,200	347,600	374,200	408,200	461,300
	15	226,800	308,300	349,600	375,900	409,700	462,400
	16	228,500	309,400	351,300	377,900	411,500	463,500
	17	229,700	310,700	352,700	379,100	413,100	464,300
	18	231,800	311,800	354,400	380,800	414,700	465,400
	19	233,800	313,200	356,200	382,600	416,200	466,700
	20	235,700	314,500	358,000	384,400	418,000	467,700
	21	237,600	315,800	359,600	386,300	419,400	468,700
	22	239,000	317,000	361,300	387,800	421,100	469,500
	23	240,700	318,200	363,200	389,200	422,500	470,300
	24	242,500	319,600	364,800	390,800	423,900	471,100
	25	244,400	320,900	366,100	392,400	425,100	471,500
	26	246,900	322,400	367,900	393,900	426,100	472,400
	27	248,700	323,900	369,800	395,300	427,100	473,000
	28	250,700	325,200	371,600	396,800	428,000	473,700
	29	252,800	326,700	373,400	398,300	429,100	474,200
	30	253,900	328,200	375,100	399,400	430,200	474,900
	31	254,900	330,000	376,500	400,600	431,300	475,500
	32	256,100	331,500	378,200	401,700	432,300	476,000
	33	257,400	332,700	379,800	403,200	433,100	476,300
	34	258,700	334,200	381,200	404,100	433,600	476,800
	35	260,500	335,900	382,600	405,100	434,000	477,200
	36	262,500	337,500	384,300	406,100	434,700	477,400
	37	264,300	338,800	385,500	406,700	435,300	477,500
	38	266,200	340,200	386,800	407,400	435,800	477,900
	39	267,900	341,500	388,100	408,000	436,500	478,100
	40	269,900	343,100	389,300	408,700	437,000	478,400
	41	272,000	344,700	390,600	409,300	437,700	478,500
	42	273,500	346,100	391,600	410,100	438,200	478,900
	43	275,200	347,500	392,300	410,800	438,900	479,300
	44	277,000	348,900	393,300	411,500	439,300	479,700
	45	278,700	350,300	393,800	412,200	439,800	479,900
	46	280,600	351,700	394,700	412,800	440,600	480,300
	47	282,400	353,300	395,700	413,500	441,100	480,700
	48	284,200	354,900	396,700	414,000	441,800	481,000

49	285,500	356,100	397,500	414,600	442,200	481,100
50	286,800	357,500	398,500	415,100	442,600	
51	288,000	358,600	399,600	415,700	443,000	
52	289,200	359,900	400,600	416,200	443,600	
53	290,100	361,100	401,300	416,300	444,100	
54	291,100	362,200	402,300	416,800	444,500	
55	292,200	363,500	403,000	417,400	445,000	
56	293,200	364,700	403,900	417,900	445,400	
57	294,400	365,800	404,400	418,200	445,800	
58	295,400	367,000	405,200	418,700	446,100	
59	296,400	368,200	405,900	419,200	446,700	
60	297,400	369,300	406,600	419,900	447,100	
61	298,400	370,300	407,100	420,100	447,200	
62	299,400	371,400	407,900	420,800	447,700	
63	300,400	372,300	408,500	421,300	448,100	
64	301,400	373,200	409,300	421,800	448,600	
65	302,500	373,900	409,800	422,300	448,800	
66	303,400	374,800	410,500	422,900	449,000	
67	304,300	375,500	411,000	423,600	449,400	
68	305,300	376,300	411,500	424,100	449,800	
69	306,200	377,000	411,900	424,400	450,000	
70	307,100	377,800	412,500	425,100	450,400	
71	308,000	378,600	413,100	425,700	450,800	
72	308,900	379,300	413,700	426,400	451,200	
73	309,800	379,900	414,100	426,800	451,300	
74	310,600	380,500	414,700	427,400	451,700	
75	311,400	381,000	415,200	428,000	452,100	
76	312,200	381,700	415,900	428,700	452,400	
77	312,900	382,100	416,200	429,000	452,500	
78	313,500	382,700	416,900	429,700	452,800	
79	314,100	383,300	417,500	430,300	453,200	
80	314,700	383,900	418,100	430,900	453,600	
81	315,200	384,200	418,400	431,200	453,700	
82	315,600	384,700	419,000	431,800		
83	316,100	385,300	419,600	432,400		
84	316,500	385,900	420,300	432,900		
85	316,800	386,400	420,600	433,000		
86	317,100	387,000	421,200	433,400		
87	317,400	387,600	421,800	433,900		
88	317,700	388,100	422,500	434,400		
89	318,000	388,400	422,600	434,600		
90	318,300	389,000	423,300	435,100		
91	318,600	389,500	424,000	435,700		
92	318,900	390,100	424,600	436,200		
93	319,200	390,500	425,000	436,400		
94	319,500	390,900	425,700	436,900		
95	319,800	391,500	426,400	437,500		
96	320,100	392,100	427,100	438,100		
97	320,300	392,300	427,500	438,400		
98	320,600	392,900	428,200	438,900		
99	320,900	393,400	428,800	439,500		
100	321,200	394,000	429,400	440,100		
101	321,500	394,200	429,800	440,400		
102	321,800	394,800	430,500	440,900		
103	322,100	395,300	431,100	441,500		
104	322,400	395,900	431,800	442,100		

	105	322,700	396,200	432,200	442,400		
	106		396,700	432,900			
	107		397,200	433,500			
	108		397,700	434,200			
	109		397,900	434,600			
	110		398,500				
	111		399,100				
	112		399,600				
	113		400,000				
	114		400,600				
	115		401,200				
	116		401,700				
	117		402,100				
	118		402,600				
	119		403,100				
	120		403,600				
	121		403,900				
	122		404,500				
	123		405,100				
	124		405,600				
	125		406,100				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		255,200	296,600	318,600	335,300	362,200	407,000

備考 この表は、幼保連携型認定こども園その他人事委員会規則で定めるものに勤務する園長，副園長，保育教諭その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	317,300	430,100	486,900	584,000	632,700
	2	319,700	432,800	488,900	585,600	634,000
	3	322,000	435,500	490,800	587,000	635,500
	4	324,200	438,100	492,700	588,600	637,000
	5	326,400	440,600	494,200	590,100	638,500
	6	329,900	442,800	495,900	591,300	639,300
	7	333,400	444,800	497,700	592,700	640,400
	8	336,900	446,900	499,500	594,000	641,300
	9	340,500	449,000	501,300	595,200	642,500
	10	344,000	450,600	503,000	596,000	643,500
	11	347,500	452,200	504,800	597,000	645,800
	12	351,000	453,800	506,600	598,000	646,800
	13	354,500	455,400	508,400	599,000	647,800
	14	358,000	456,900	510,100	599,900	
	15	361,500	458,400	511,900	600,700	
	16	365,000	459,800	513,700	601,600	
	17	368,400	461,200	515,500	602,400	
	18	371,600	462,700	517,400	603,300	
	19	374,900	464,200	519,300	604,200	
	20	378,100	465,600	521,200	605,100	
	21	381,400	466,900	523,100	606,000	
	22	384,700	468,400	524,800	606,900	
	23	387,900	469,800	526,600	607,800	
	24	391,000	471,200	528,400	608,500	
	25	394,200	472,600	530,000	609,200	
	26	396,600	474,000	531,800	610,100	
	27	399,000	475,300	533,600	611,000	
	28	401,200	476,600	535,100	611,900	
	29	403,200	478,000	536,500	614,800	
	30	404,900	479,300	538,200		
	31	406,600	480,700	540,000		
	32	408,400	482,100	541,700		
	33	410,200	483,400	543,200		
	34	412,000	484,700	544,500		
	35	413,600	486,000	545,800		
	36	415,100	487,400	547,100		
	37	416,600	488,800	548,100		
	38	418,000	490,400	549,400		
	39	419,400	492,000	550,700		
	40	420,800	493,500	552,000		
	41	422,300	495,100	553,000		
	42	423,100	496,300	553,800		
	43	423,800	497,300	554,600		
	44	424,500	498,300	555,400		
	45	425,300	499,100	556,300		
	46	425,900	500,000	557,100		
	47	426,500	500,900	557,900		
	48	427,000	501,700	558,600		

	49	427, 500	502, 400	559, 400		
	50	427, 900	503, 100	560, 200		
	51	428, 400	503, 800	560, 900		
	52	428, 800	504, 400	561, 800		
	53	429, 200	505, 000	562, 700		
	54	429, 500	505, 700	563, 500		
	55	429, 800	506, 300	564, 400		
	56	430, 200	506, 900	565, 300		
	57	430, 500	507, 200	566, 100		
	58	430, 800	507, 800	566, 900		
	59	431, 100	508, 400	567, 700		
	60	431, 400	509, 100	568, 400		
	61	431, 800	509, 500	569, 200		
	62	432, 100	510, 100	570, 100		
	63	432, 400	510, 800	571, 000		
	64	432, 700	511, 500	571, 900		
	65	433, 000	511, 900	572, 700		
	66		512, 500	573, 600		
	67		513, 100	574, 500		
	68		513, 600	575, 400		
	69		514, 100	576, 200		
	70		514, 600	577, 100		
	71		515, 100	578, 000		
	72		515, 600	578, 900		
	73		516, 000	579, 700		
	74		516, 500			
	75		516, 900			
	76		517, 300			
	77		517, 800			
	78		518, 400			
	79		518, 900			
	80		519, 300			
	81		519, 800			
	82		520, 400			
	83		521, 000			
	84		521, 500			
	85		522, 000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 339, 500	円 386, 200	円 446, 500	円 528, 200	円 636, 200

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する医師及び歯科医師である職員に適用する。

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	247,600	276,900	298,800	335,600	383,800	441,200	502,300
	2	206,800	248,800	278,100	299,800	337,300	385,500	443,200	503,400
	3	208,300	249,700	279,100	300,700	338,700	387,200	445,100	504,400
	4	209,700	250,600	280,100	301,600	340,400	388,800	446,900	505,500
	5	210,900	251,400	281,200	302,500	341,900	390,500	448,700	506,600
	6	212,900	252,300	282,400	303,400	343,400	392,400	450,200	507,600
	7	214,700	253,100	283,500	304,300	344,800	394,200	451,700	508,600
	8	216,800	254,000	284,600	305,200	346,400	396,000	453,200	509,700
	9	218,700	254,800	285,700	306,200	348,200	397,500	454,600	510,700
	10	220,700	256,100	286,600	307,200	349,700	399,500	455,800	511,800
	11	222,800	257,200	287,500	308,100	351,400	401,500	457,000	513,000
	12	224,800	258,400	288,400	309,100	353,000	403,400	458,000	514,100
	13	226,500	259,400	289,300	310,100	354,600	405,000	459,000	515,200
	14	228,700	260,500	290,200	311,100	356,200	406,800	459,900	516,100
	15	231,000	261,300	291,100	312,000	357,700	408,500	460,800	517,000
	16	233,300	262,200	292,000	313,000	359,300	410,400	461,700	517,800
	17	235,600	263,000	292,800	314,000	360,900	412,000	462,600	518,600
	18	237,600	263,900	293,600	315,400	362,700	413,600	463,500	519,300
	19	239,500	264,700	294,500	316,800	364,100	415,300	464,400	520,000
	20	241,400	265,700	295,400	318,000	365,600	416,800	465,200	520,700
	21	243,200	266,300	296,300	319,300	367,200	418,100	466,000	521,400
	22	244,500	267,000	297,300	320,600	368,800	419,300	466,500	
	23	245,200	267,700	298,400	322,000	370,400	420,600	466,800	
	24	245,900	268,400	299,400	323,300	371,900	421,600	467,200	
	25	246,700	269,100	300,400	324,600	373,600	422,500	467,400	
	26	247,400	270,100	301,400	325,900	375,300	423,700	467,600	
	27	248,200	271,000	302,400	327,300	377,200	424,800	467,800	
	28	248,900	272,000	303,400	328,500	378,800	425,800	468,100	
	29	249,700	272,900	304,300	329,900	380,300	426,600	468,300	
	30	250,500	273,900	305,300	331,100	382,000	427,300	468,400	
	31	251,300	274,900	306,300	332,400	383,500	428,000	468,600	
	32	252,200	275,900	307,200	333,700	385,100	428,700	468,900	
	33	252,900	276,900	308,400	335,000	386,500	429,000	469,100	
	34	253,500	277,900	309,500	336,300	387,700	429,400	469,300	
	35	254,100	278,900	310,500	337,600	388,800	429,800	469,700	
	36	254,700	279,900	311,500	338,900	390,000	430,200	470,100	
	37	255,200	280,900	312,800	340,100	391,000	430,600	470,200	
	38	255,700	281,800	313,900	341,200	392,100	430,900		
	39	256,200	282,600	315,200	342,400	393,300	431,200		
	40	257,000	283,500	316,400	343,500	394,400	431,500		
	41	257,200	284,400	317,600	344,500	395,300	431,700		
	42	257,500	285,200	318,800	345,700	396,200	432,000		
	43	257,600	286,000	320,000	346,900	397,100	432,100		
	44	258,000	286,800	321,200	348,100	397,900	432,400		
	45	258,300	287,600	322,200	349,200	398,400	432,700		
	46	258,800	288,400	323,400	350,100	399,200	433,000		
	47	259,100	289,200	324,500	351,300	399,900	433,100		
	48	259,600	290,000	325,900	352,200	400,600	433,500		

49	260, 000	290, 800	326, 800	352, 900	401, 200	433, 600
50	260, 200	291, 600	327, 800	353, 900	402, 000	433, 800
51	260, 600	292, 400	329, 000	354, 800	402, 800	434, 100
52	261, 000	293, 200	330, 300	355, 800	403, 500	434, 400
53	261, 200	294, 000	331, 300	356, 500	403, 900	434, 500
54	261, 400	294, 800	332, 500	357, 300	404, 600	
55	261, 600	295, 600	333, 500	358, 000	405, 200	
56	261, 900	296, 400	334, 600	358, 900	405, 700	
57	262, 100	297, 200	335, 500	359, 700	406, 200	
58	262, 400	298, 000	336, 400	360, 200	406, 700	
59	262, 600	298, 800	337, 400	360, 700	407, 200	
60	262, 900	299, 600	338, 400	361, 400	407, 600	
61	263, 200	300, 300	339, 300	361, 900	407, 800	
62	263, 400	301, 100	340, 100	362, 600	408, 200	
63	263, 700	301, 900	340, 700	363, 200	408, 400	
64	263, 900	302, 800	341, 400	363, 900	408, 700	
65	264, 200	303, 500	342, 100	364, 200	409, 000	
66	264, 500	304, 300	342, 800	364, 800	409, 100	
67	264, 700	305, 100	343, 300	365, 300	409, 300	
68	264, 900	305, 900	344, 100	365, 900	409, 500	
69	265, 200	306, 600	344, 800	366, 300	409, 700	
70	265, 500	307, 400	345, 300	366, 900	409, 900	
71	265, 800	308, 200	345, 700	367, 500	410, 100	
72	266, 000	308, 700	346, 300	368, 100	410, 300	
73	266, 300	309, 400	346, 700	368, 400	410, 500	
74	266, 600	310, 000	347, 300	368, 700	410, 600	
75	266, 800	310, 500	347, 700	369, 200	410, 800	
76	267, 100	311, 000	348, 200	369, 600	411, 100	
77	267, 400	311, 500	348, 700	370, 000	411, 400	
78	267, 700	312, 000	349, 200	370, 400		
79	267, 900	312, 400	349, 600	370, 700		
80	268, 200	312, 800	350, 100	371, 000		
81	268, 300	313, 200	350, 500	371, 200		
82	268, 400	313, 600	350, 900	371, 500		
83	268, 700	314, 000	351, 100	371, 800		
84	269, 000	314, 300	351, 500	372, 000		
85	269, 100	314, 500	351, 800	372, 300		
86		314, 600	352, 200	372, 600		
87		314, 800	352, 600	372, 800		
88		315, 100	353, 000	373, 100		
89		315, 500	353, 400	373, 400		
90		315, 700	353, 800	373, 800		
91		316, 000	354, 100	374, 000		
92		316, 300	354, 500	374, 300		
93		316, 600	354, 600	374, 600		
94		316, 900	354, 700	374, 800		
95		317, 200	355, 000	375, 000		
96		317, 500	355, 300	375, 200		
97		317, 900	355, 400	375, 400		
98		318, 100	355, 600	375, 600		
99		318, 400	355, 900	375, 800		
100		318, 700	356, 200	375, 900		
101		319, 000	356, 300	376, 200		
102		319, 300	356, 500			
103		319, 600	356, 800			
104		319, 900	357, 100			

	105		320,100	357,300					
	106			357,500					
	107			357,900					
	108			358,300					
	109			358,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 223,100	円 247,300	円 279,500	円 293,300	円 323,600	円 366,600	円 412,200	円 479,100

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	223,700	254,800	294,600	311,500	337,500	384,800	442,200
	2	225,100	256,900	295,500	312,200	338,700	386,800	444,000
	3	226,700	259,000	296,300	312,800	339,900	388,700	445,900
	4	228,000	261,200	297,200	313,400	341,300	390,900	447,700
	5	229,400	263,300	298,000	314,000	342,600	392,800	449,500
	6	230,900	265,500	298,800	314,700	343,800	394,700	451,200
	7	232,600	267,600	299,600	315,400	345,000	396,600	452,700
	8	234,100	269,600	300,200	316,100	346,400	398,600	454,300
	9	235,300	271,300	301,000	316,700	347,800	400,600	455,800
	10	236,900	272,000	301,700	317,400	349,100	402,600	457,300
	11	238,700	273,000	302,300	318,000	350,400	404,500	458,600
	12	240,600	274,000	303,000	318,700	351,600	406,600	459,800
	13	242,100	274,700	303,300	319,400	352,800	408,400	460,800
	14	244,400	275,600	303,900	319,900	354,000	410,300	462,100
	15	246,500	276,500	304,600	320,600	355,100	412,200	463,200
	16	248,800	277,200	305,300	321,200	356,200	414,100	464,300
	17	251,500	278,100	305,900	321,700	357,500	416,000	465,500
	18	253,700	278,700	306,600	322,500	358,800	417,700	466,800
	19	255,800	279,400	307,300	323,200	360,000	419,300	468,100
	20	258,000	280,200	308,000	324,000	361,300	421,200	469,400
	21	260,100	280,600	308,700	324,800	362,600	422,800	470,500
	22	262,000	281,100	309,500	325,800	364,000	424,300	471,500
	23	263,600	281,700	310,200	327,100	365,500	425,800	472,600
	24	265,000	282,300	311,000	328,300	366,900	427,400	473,700
	25	266,400	283,100	311,700	329,200	368,300	429,000	474,600
	26	267,100	283,700	312,400	330,400	369,800	430,600	475,200
	27	267,700	284,400	313,000	331,700	371,400	432,000	475,700
	28	268,600	285,200	313,700	332,900	372,800	433,400	476,400
	29	269,100	286,000	314,400	334,000	374,400	434,800	476,900
	30	270,000	286,900	315,200	335,100	375,800	436,200	477,400
	31	270,900	287,700	315,900	336,200	377,100	437,600	478,000
	32	271,800	288,500	316,700	337,400	378,800	438,800	478,700
	33	272,600	289,300	317,600	338,500	380,400	439,900	479,400
	34	273,300	290,000	318,400	339,600	381,900	441,200	479,900
	35	273,900	290,700	319,100	340,600	383,300	442,300	480,400
	36	274,600	291,400	320,000	341,800	384,900	443,500	480,900
	37	275,100	292,000	321,000	342,700	386,200	444,700	481,500
	38	275,500	292,700	322,100	343,800	387,600	446,000	481,900
	39	276,000	293,400	323,200	345,000	389,000	447,100	482,400
	40	276,500	294,100	324,300	346,000	390,400	448,300	482,900
	41	277,000	294,600	325,300	347,200	391,800	449,300	483,500
	42	277,400	295,300	326,400	348,200	392,900	450,400	
	43	277,800	295,900	327,400	349,500	394,100	451,400	
	44	278,200	296,600	328,500	350,600	395,100	452,400	
	45	278,700	297,300	329,400	351,400	396,200	453,200	
	46	279,400	298,000	330,200	352,800	397,300	453,700	
	47	279,900	298,700	331,100	354,100	398,400	454,200	
	48	280,600	299,400	332,000	355,300	399,500	454,800	

49	281,100	300,100	332,900	356,600	400,500	455,300
50	281,800	300,800	333,900	357,800	401,500	455,700
51	282,400	301,500	334,800	359,100	402,400	456,300
52	283,100	302,200	335,900	360,400	403,300	456,900
53	283,700	302,900	337,000	361,600	404,000	457,400
54	284,400	303,600	337,900	362,800	404,700	457,900
55	284,900	304,300	339,100	364,000	405,500	458,400
56	285,600	305,100	340,200	365,300	406,200	458,900
57	286,300	305,900	340,900	366,400	406,800	459,400
58	287,000	306,900	342,100	367,800	407,200	
59	287,700	307,900	343,400	369,000	407,600	
60	288,400	308,900	344,600	370,300	408,000	
61	289,100	309,900	345,600	371,400	408,400	
62	289,800	310,700	346,800	372,600	408,800	
63	290,500	311,500	348,000	373,500	409,100	
64	291,100	312,300	349,200	374,400	409,400	
65	291,700	313,100	350,100	375,300	409,700	
66	292,200	314,100	351,200	376,200	410,000	
67	292,800	315,100	352,300	377,200	410,200	
68	293,400	316,100	353,400	378,200	410,400	
69	294,000	317,200	354,500	379,000	410,600	
70	294,600	318,200	355,600	380,100	410,800	
71	295,200	319,200	356,800	381,100	411,000	
72	295,800	320,200	358,000	382,000	411,200	
73	296,400	321,100	359,100	382,800	411,400	
74	297,000	322,200	360,300	383,600	411,600	
75	297,600	323,200	361,400	384,400	411,800	
76	298,200	324,200	362,500	385,100	412,000	
77	298,800	325,200	363,500	385,600	412,200	
78	299,400	326,100	364,500	386,100	412,400	
79	300,000	327,100	365,500	386,600	412,600	
80	300,600	328,000	366,500	387,100	412,900	
81	301,200	328,900	367,400	387,600	413,100	
82	301,800	329,700	368,400	388,100	413,400	
83	302,400	330,700	369,300	388,600	413,600	
84	303,000	331,800	370,200	389,100	413,900	
85	303,600	332,600	371,200	389,400	414,300	
86	304,200	333,600	372,000	390,000		
87	304,800	334,600	372,600	390,400		
88	305,400	335,700	373,300	390,900		
89	306,100	336,900	373,900	391,300		
90	306,800	338,000	374,500	391,500		
91	307,500	339,100	375,100	391,700		
92	308,100	340,300	375,700	391,900		
93	308,800	341,400	376,100	392,200		
94	309,500	342,100	376,500	392,400		
95	310,000	342,900	377,000	392,700		
96	310,700	343,600	377,400	393,000		
97	311,300	344,200	377,800	393,200		
98	312,000	344,800	378,300	393,400		
99	312,600	345,400	378,600	393,600		
100	313,200	346,000	379,000	393,800		
101	313,700	346,400	379,400	394,000		
102	314,300	346,900	379,800	394,200		
103	314,900	347,500	380,200	394,400		
104	315,400	348,000	380,700	394,600		

105	316,000	348,300	381,200	394,800
106	316,400	348,700	381,600	395,000
107	316,800	349,100	382,100	395,200
108	317,200	349,400	382,600	395,400
109	317,500	349,700	383,000	395,700
110	317,800	350,100	383,500	
111	318,200	350,400	384,000	
112	318,500	350,700	384,400	
113	318,700	351,000	384,700	
114	319,100	351,200	385,200	
115	319,300	351,500	385,700	
116	319,700	351,800	386,100	
117	320,000	352,000	386,400	
118	320,300	352,300	386,900	
119	320,700	352,500	387,300	
120	321,000	352,700	387,800	
121	321,200	352,900	388,100	
122	321,500	353,100		
123	321,900	353,400		
124	322,100	353,700		
125	322,300	353,900		
126	322,500	354,100		
127	322,800	354,300		
128	323,200	354,500		
129	323,400	354,700		
130	323,600	354,900		
131	324,000	355,100		
132	324,300	355,300		
133	324,500	355,600		
134	324,700	355,900		
135	325,000	356,200		
136	325,200	356,600		
137	325,400	356,900		
138	325,600	357,200		
139	325,900	357,600		
140	326,200	358,000		
141	326,400	358,200		
142	326,600	358,500		
143	326,800	358,900		
144	327,100	359,100		
145	327,300	359,300		
146	327,500	359,700		
147	327,700	360,000		
148	327,900	360,400		
149	328,100	360,700		
150	328,300	361,000		
151	328,500	361,300		
152	328,800	361,600		
153	329,100	361,900		
154	329,300			
155	329,600			
156	329,900			
157	330,100			
158	330,300			
159	330,600			
160	330,800			

	161	331,100						
	162	331,400						
	163	331,600						
	164	331,900						
	165	332,300						
	166	332,500						
	167	332,800						
	168	333,100						
	169	333,400						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円
		269,900	291,200	300,200	310,400	330,500	370,600	418,200

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する保健師，助産師，看護師，准看護師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

別記第 2

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	286,900	321,000	345,600	380,200	434,700	484,800
	2	206,400	288,400	322,300	347,500	381,900	436,400	485,900
	3	207,600	289,800	323,600	349,300	383,800	438,100	487,100
	4	208,700	291,000	325,000	351,400	385,500	439,700	488,400
	5	209,800	292,000	326,600	352,900	387,300	441,400	489,500
	6	211,500	293,000	328,400	354,600	389,100	443,200	490,700
	7	213,100	294,000	330,300	356,600	390,900	445,000	491,800
	8	214,700	294,900	331,700	358,500	392,700	446,800	492,400
	9	216,200	295,800	333,500	360,300	394,500	448,500	493,000
	10	217,900	296,900	335,200	361,800	396,100	450,000	493,700
	11	219,500	297,900	337,100	363,400	397,700	451,500	494,200
	12	221,100	298,800	338,700	365,200	399,200	452,700	494,600
	13	222,600	300,000	340,200	366,900	401,000	454,000	494,900
	14	224,300	301,300	341,800	368,500	402,600	455,300	495,300
	15	226,000	302,400	343,800	370,200	404,000	456,400	495,600
	16	227,700	303,500	345,500	372,200	405,800	457,300	495,900
	17	228,900	304,800	346,900	373,500	407,400	458,200	496,200
	18	230,500	305,900	348,600	375,100	409,000	459,400	496,600
	19	232,100	307,300	350,400	376,900	410,600	460,600	496,900
	20	233,600	308,600	352,200	378,900	412,300	461,500	497,200
	21	235,300	309,900	353,800	380,600	413,700	462,700	497,500
	22	236,700	311,100	355,500	382,200	415,300	463,500	497,800
	23	238,300	312,300	357,400	383,700	416,900	464,300	498,000
	24	239,900	313,800	359,000	385,300	418,300	465,200	498,300
	25	241,500	315,100	360,400	386,900	419,300	465,700	498,700
	26	243,200	316,700	362,100	388,400	420,500	466,500	499,000
	27	244,500	318,200	364,000	389,800	421,500	467,200	499,200
	28	245,800	319,500	365,900	391,400	422,500	467,800	
	29	247,100	321,100	367,600	393,000	423,400	468,500	
	30	248,200	322,500	369,300	393,900	424,600	469,100	
	31	249,300	324,300	370,900	395,100	425,700	469,700	
	32	250,400	325,800	372,500	396,200	426,900	470,300	
	33	251,500	327,000	374,000	397,600	427,800	470,700	
	34	252,900	328,500	375,400	398,600	428,200	471,100	
	35	254,700	330,200	377,000	399,600	428,500	471,500	
	36	256,700	331,800	378,600	400,600	429,000	471,900	
	37	258,500	333,100	379,900	401,100	429,500	472,000	
	38	260,400	334,500	381,200	401,900	430,100	472,300	
	39	262,300	335,800	382,500	402,500	430,700	472,600	
	40	264,300	337,400	383,700	403,100	431,400	472,900	
	41	266,000	339,000	385,000	404,000	432,100	473,100	
	42	267,700	340,400	386,000	404,700	432,700	473,600	
	43	269,400	341,800	386,800	405,400	433,400	474,100	
	44	271,200	343,200	387,800	406,000	434,000	474,500	
	45	272,900	344,600	388,400	406,900	434,600	474,800	
	46	274,800	346,100	389,300	407,600	435,100	475,200	
	47	276,600	347,600	390,100	408,100	435,600	475,600	
	48	278,400	349,200	391,000	408,800	436,200	475,900	

49	279,700	350,500	391,900	409,300	436,600	476,100
50	281,000	351,800	393,000	409,900	437,300	
51	282,200	353,100	394,100	410,400	437,800	
52	283,400	354,400	395,100	410,900	438,300	
53	284,400	355,600	395,900	411,200	438,800	
54	285,400	356,800	396,900	411,700	439,400	
55	286,500	358,100	397,600	412,200	440,000	
56	287,600	359,300	398,400	412,800	440,500	
57	288,800	360,400	399,100	413,100	440,700	
58	289,800	361,600	399,800	413,700	441,300	
59	290,800	362,800	400,600	414,200	441,900	
60	291,800	363,900	401,300	414,800	442,400	
61	292,800	364,900	401,900	415,100	442,500	
62	293,800	365,900	402,500	415,800	443,000	
63	294,800	366,800	403,200	416,400	443,400	
64	295,800	367,800	403,900	416,900	443,900	
65	296,800	368,600	404,600	417,300	444,100	
66	297,800	369,400	405,200	418,000	444,400	
67	298,800	370,200	405,800	418,600	444,800	
68	299,800	371,000	406,400	419,200	445,200	
69	300,800	371,800	406,900	419,600	445,400	
70	301,700	372,600	407,500	420,300	445,900	
71	302,600	373,400	408,100	420,900	446,300	
72	303,500	374,100	408,700	421,500	446,800	
73	304,400	374,700	409,200	421,900	446,900	
74	305,200	375,300	409,800	422,600	447,300	
75	306,000	375,800	410,300	423,200	447,700	
76	306,800	376,400	411,000	423,800	448,100	
77	307,500	377,000	411,400	424,200	448,300	
78	308,100	377,700	412,100	424,900	448,600	
79	308,700	378,300	412,700	425,500	449,000	
80	309,300	378,900	413,300	426,200	449,400	
81	309,800	379,300	413,700	426,600	449,600	
82	310,300	379,800	414,300	427,200		
83	310,800	380,400	414,900	427,800		
84	311,200	381,000	415,600	428,400		
85	311,500	381,600	416,000	428,700		
86	311,800	382,200	416,600	429,200		
87	312,100	382,800	417,200	429,700		
88	312,400	383,300	417,900	430,200		
89	312,700	383,700	418,100	430,500		
90	313,000	384,300	418,800	431,000		
91	313,300	384,800	419,500	431,600		
92	313,600	385,400	420,200	432,200		
93	313,900	385,900	420,700	432,500		
94	314,200	386,300	421,400	433,000		
95	314,500	386,900	422,100	433,600		
96	314,800	387,500	422,700	434,200		
97	315,000	387,800	423,200	434,600		
98	315,300	388,400	423,900	435,100		
99	315,600	388,900	424,500	435,700		
100	315,900	389,500	425,200	436,300		
101	316,200	389,800	425,700	436,800		
102	316,500	390,400	426,400	437,300		
103	316,800	390,900	427,000	437,900		
104	317,100	391,500	427,700	438,500		

	105	317,400	391,900	428,200	439,000			
	106		392,400	428,900				
	107		392,900	429,500				
	108		393,500	430,200				
	109		393,800	430,700				
	110		394,400					
	111		395,000					
	112		395,500					
	113		396,000					
	114		396,600					
	115		397,200					
	116		397,700					
	117		398,200					
	118		398,600					
	119		399,200					
	120		399,700					
	121		400,100					
	122		400,700					
	123		401,300					
	124		401,800					
	125		402,300					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 252,000	円 293,300	円 315,200	円 332,100	円 358,600	円 402,800	円 439,600

備考 この表は、人事委員会規則で定めるものに勤務する薬剤師、栄養士、臨床検査技師その他人事委員会規則で定める業務に従事する職員に適用する。

